

Title	上博楚簡『成王既邦』釈読
Author(s)	金城, 未来
Citation	中国研究集刊. 2012, 55, p. 111-128
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58636
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

上博楚簡『成王既邦』釈読

金城 未来

序言

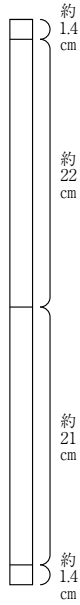
『成王既邦』^{せいおうまきほう}は、二〇一一年五月に刊行された『上海博物館蔵戦国楚竹書（八）』に所収の文献である。本篇には、成王と周公旦が複数の間答を行う様子が記されており、伝世文献には窺うことのできない内容が見える。ただし、本篇は大部分が断簡であり、また欠失した簡も多くあったであろうことが予測される。そのため、本篇の全文を把握することは甚だ困難であり、現時点において文献全体を明快に通読した論考は見られない。

そこで、本稿では、『成王既邦』の編聯や復元について、これまでの先行研究を踏まえつつ再考し、さらに内容や字体・文体に注目することにより、本篇がいかなる

構成となっていたか、またいかなる思想内容を含んでいたか、基礎的な検討を試みたい。

一、書誌情報

本篇の整理者・濮茅左氏の「説明」に基づけば、竹簡は全部で十六簡。完簡は二枚あり、それぞれの長さは、四十五・六センチ（第十四簡）と四十五・九センチ（第十五簡）である。上端から第一契口までは、約一・四センチ、第一契口から第二契口までは約二十二センチ、第二契口から第三契口までは約二十一センチ、第三契口から下端までは約一・四センチ。三道編綫、簡端は平斉である。図示すれば、次のようになる。



また、一簡あたりの完簡の書写文字数は、約三十五字。全篇を通して三一九字が記されており、その中に合文記号が一、重文記号が三、また明確に判読できない不鮮明な文字が二字あるという。

二、釈読

まず、編聯や内容を検討する前に、本篇全体の釈読を行う。本篇の復元（配列）については、既に多くの案が提示されているが、ここでは便宜上、整理者の定めた原釈文の配列に従い、訳注を示す。

【凡例】

- ・「釈文」は原釈文に加え、先行研究を参考に筆者が定めたものである。
- ・「釈文」「訓読」は旧字体で表記し、その他の記述については、全て新字体（常用字体）に改めた。
- ・「釈文」「訓読」「現代語訳」中の「①」「②」などの数字は竹簡番号を示す。

字は竹簡番号を示す。

- ・第一簡の「一」は墨節を、第十五簡の「二」は重文を、「」は墨鉤を表す。

・「釈文」「訓読」「現代語訳」に見える……は残欠部（残欠文字数不明）を、□は釈読不可能な文字（一字）を示す。また、「」部分は、文脈により筆者がテキストを補った箇所、「釈文」の（ ）は読み替え可能な文字、「現代語訳」の「」部分は、筆者が文意を捉える上で、適宜補った箇所を表している。

【釈文】

- ①四時常事必至西行弗來^(語注1)。成王既封周公二年、而王重其任、乃訪^(語注3)□……
- ②……王在鎬、詛^(語注4)（召）周公旦曰「亞（嗚）虐（呼）、敬之才（哉）。鞏^(語注4)（聞）才（哉）」
- ③……□欲明知之。周公曰「旦之聞之也、各在其身而^(語注5)……」
- ④……白^(語注6)（伯）扈^(語注6)（夷）・雷^(語注6)（叔）齊餞^(語注6)（餓）而死於魯^(語注6)（誰）湮^(語注6)（瀆）、不辱其身、精……
- ⑤「焉不曰日彰而冰凜^(語注7)（消）乎」。成王曰「嗚呼。□^(語注8)（道）……」
- ⑥……「天子」之正道也。成王曰「請問天子之正道。周公曰……」

⑦「天子之正道、弗朝而自至、弗審而自周、弗會而自刺」。(團)成王曰「請問其事……」。

⑧……皆欲(饒—豫)其親而親之、皆欲以其邦就之、是謂……

⑨特市(皇)明之德其世也。……

⑩□而賢者、能以其六藏之守取親焉、是謂六親之約」。成王曰「請問其方」。周「公」……

⑪先式(二)史(事)之修也。外道之明者、少置於身、非天子……

⑫道大才(哉)、寔(沌)虐(乎。吾)欲舉之不果、以進則邊(傷)焉。達……

⑬是之不果、毀之不可、其狀膏腴、以澤深

⑭皆見章于天。成王曰「夫夏綸氏之道、可以知善否、可以知亡在、可謂有道乎」。周公曰「是夫

⑮重光其昌也、可翬(期)而須也。此六者皆逆」。民皆有夫(乖)鷹(離)之心、而國有相串(患)割(害)之志、是謂重「殃」

⑯……之至、在周之東、乃命之曰「昔者有神

【訓読】

①成王 既に周公を封すること二年にして、王其の任を

重んじ、乃ち訪□……

②……王 鎬に在り、周公旦を召して曰く「嗚呼、之を敬しまんかな。奎聞哉

③……□之を明知せんと欲す」と。周公曰く「旦の之を聞くや、各おの其の身に在りて

④……伯夷・叔齊餓えて離瀆に死せども、其の身を辱めず、精……

⑤「焉んぞ 日彰るくして 冰消くと曰わざらんや」と。成王曰く「嗚呼。□(道)……

⑥……「天子」の正道なり」と。成王曰く「請うらくは、天子の正道を問わん」と。周公曰く……

⑦「天子の正道とは、朝せしめざるも自ら至り、審せしめざるも自ら周き、會せしめざるも自ら團るなり」と。成王曰く「請うらくは其の事……問わん」と。

⑧……皆其の親を豫じて之に親しまんと欲し、皆其の邦を以て之に就かんと欲するは、是謂……

⑨特 皇明の徳を其の世に……なり。

⑩□而賢者は、能く其の六藏の守を以て親を取る、是を六親の約と謂う」と。成王曰く「請うらくは其の方を問わん」と。周「公」……

⑪二事の修を先んずるなり。外道の明たる者、少置於身、非天子……

⑫道大いなるかな、(語注19) 沌なるかな。(語注20) 吾之を擧げんと欲すれども果たせず、(語注21) 以て進めば則ち傷つく。(語注22) 達……

⑬是之を(語注23) ずこと果たせず、之を毀つこと可ならず、その状膏肓として、(語注24) 以澤深……

⑭皆(語注25) 章を天に見わす(語注26) と。成王曰く「夫れ夏の繪(語注27) 氏の道、(語注28) 以て善否を知る可く、(語注29) 以て亡在を知る可し。道有ると謂う可きか」と。周公曰く「是れ夫れ

⑮重光。(語注30) 重光其れ昌(語注31) なるや、(語注32) 期にして須(語注33) いる可きなり。此の六者皆逆(語注34) わん。民皆乖離(語注35) の心有り、而して

⑯相(語注36) い患害(語注37) の志有り、是れ重「殃」と謂う。

⑰……之至、周の東に在り、乃ち之に命じて曰く「昔者(語注38) 神有り

【現代語訳】

①成王が、すでに周公を「魯に領主として」封じてより二年、王はその役目を重んじて、そこで訪□……

②……王は鑄にいて、周公旦を召して言うには「ああ、これを敬しまれよ。聳聞哉

③……□これをはつきりと理解したいと思う」と。周公が言うには「〔私〕且(語注39) がこれを拝聴しますに、それぞれその身にあり

④……伯夷と叔斉は、餓えて(語注40) 醜瀆で息絶えたが、「信念

を守り抜いたので」その身を辱めることなく、精……

⑤どうして日が照り輝いて氷が溶けると言わないでしようか」と。成王が言うには「ああ。□〔道〕

⑥……「天子」の正道です」と。成王は言った「どうか天子の正道について、尋ねさせて欲しい」と。周公は言った……

⑦「天子の正道とは、参内させなくとも〔諸侯は〕自然に朝見し、詳しく審査させずとも〔諸侯は〕自然に綿密でよく行き届いた振る舞いをし、会盟を〔して諸侯を招き寄〕せずとも、〔諸侯は〕自然に団結するものです」と。成王は言った「どうか、その事……尋ねたい」と。


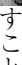

⑧……皆その親(語注41) (親しいもの)を安逸にしてこれ(天子)と親しくしたいと望み、皆その邦をこれ(天子)と親しみ結びつけないと思うのは、これ……いいいます……

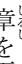
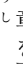
⑨恃 天子の明德をその世に……である。

⑩□而賢者は、その六つの内にある〔守るべき〕徳目で親しい者を得ることができる、これを六親の約(父子、兄弟、夫婦など親族の誓い)といいます」と。成王は言った「どうかその方法を尋ねたい」と。周〔公〕……

⑪二事の処理を先に行うのです。外道（小人の道）に明らかかな者は、少置於身、非天子……

⑫道は偉大なものであり、区別のはっきりしない混沌としたものである。私はこれをどうにかしたいと思うけれどどうすることもできず、そうして「無理に」行動すれば傷つけてしまう「ものである」。達……

⑬是  これを  すことはできず、これを壊すこともできず、その形は膏脞（流動的な様を表すか）として、以沢深 

⑭皆  章を天に現すと。成王は言った「そもそも夏の繪  氏の道は、善否を理解し、存亡を認識していた。「この場合」道は有るといふべきだろうか」と。周公は言った「これはそもそも

⑮重光。素晴らしい光（徳）が輝くならば、時宜にかなうよう用いるべきです。この六つのものは全てそうでしょう。民は皆異なる思いを抱き、そうして国は互いに災いを与える邪心を持つ、これを災いを重ねると言います。





⑯……之至、周の東に在り、そこでこれに命じて言うには「昔神がいて

【語注】

(1) 「四時常事必至西行弗來」の下に墨節があり、その上部と下部とは別文献であったことが分かる。そのため、該当箇所については、「訓読」以下、省略する。

なお、筆者は平成二十四年八月二十八日に中国出土文献研究会の一員として、上海博物館を訪れ、竹簡の実見調査を行った。その際、第一簡墨節上部の文献について、博物館の葛亮氏よりお話を伺った。葛亮氏によれば、墨節上部の筆写者は墨節下部と同一人物と考えられるが、内容は異なっており、現時点においてそれがいずれの文献と関連するものであったかは不明であるという。さらに、本篇に関しては、当初、李零氏が整理作業に当たっており、それが後に濮茅左氏に引き継がれ、その仮題も『尚父周公之二』『尚父周公之二』から『成王既邦』へと変更されたという情報を得た。併せてここに附記しておく。

(2) 『成王既邦』には、もともとと篇題がなく、整理者が第一簡の四字をとって篇題としている。

整理者は第一簡十四字目の  「」を「邦」字と隸定し、「成王既邦、周公二年（成王既に邦し、周公二年）」と釈読するが、復旦吉大古文字專業研究生聯合読書会（以下、聯合読書会）や子居氏は  「

字を「封」字とし、「成王既封周公二年（成王既に周公を封ずること二年）」と連続して文意を解する。

音韻上、「邦」字と「封」字は通用していたと考えられる（董同龢『上古音韻表稿』）。また、先秦代の文献中に、「既邦」あるいは「周公二年」という表現が見受けられないことから、ここは聯合読書会や子居氏の指摘する通り、「成王が周公旦を封じてより二年」と捉えるべきであろう。

(3) 「而王重其任」については、王が自らの任務を重いと考えた、あるいは周公旦の任を重んじたという二通りの解釈が可能であるが、『尚書』君陳の序に「周公既没、命君陳分正東郊成周（周公既に没し、君陳に命じ分ちて東郊の成周を正さしむ）」とあり、その偽孔伝に「成王重周公所嘗故命君陳分居、正東郊成周之邑里官司（成王周公の嘗む所を重んずるが故に君陳に命じて分居せしめ、東郊成周の邑里の官司を正さしむ）」とあることなどを参考にして、今は王が周公旦の役目を重んじた意と解することとする。

(4) 整理者は「夔」字を「朕」字と隸定するが、聯合読書会は、下文の接続が不明であるため、これを保留としている。

上博楚簡中、「夔」字は『容成氏』や『鮑叔牙与隰

朋之諫」などに見られるが、ここでは全て「乘」の意で用いられている。そのため、ここでは聯合読書会同様、判断を保留したい。

(5) 「各在其身」については、『管子』内業に「不以物乱官、不以官乱心、是謂中得。有神自在身、一往一來、莫之能思。失之必乱、得之必治（物を以て官を乱さず、官を以て心を乱さず、是を中得と謂う。有神自在身に在り、一往一來、之を能く思うもの莫し。之を失えば必ず乱れ、之を得れば必ず治まる）」とある。また『管子』形勢解には「道者、所以變化身而之正理者也、故道在身、則言自順、行自正、事君自忠、事父自孝、遇人自理（道とは、身を変化して正理に之く所以の者なり。故に道身に在れば、則ち言自ら順い、行自ら正しく、君に事うることに自ら忠、父に事うることに自ら孝、人を遇すること自ら理まる）」とある。

李銳氏（『參考文獻』K所収）は、第三簡と第十四簡を連続可能とするが、その根拠は不明である。

(6) 「售」字について、整理者は甲骨文や金文を例に「雝」字であろうと指摘する。「湮」字については「瀆」字とし、「溝」の意としている。また、「雝瀆」は地形を表しており、『大戴禮記』曾子制言の「死於溝澮之間（溝澮の間に死す）」と合致することから、「首陽

山」を指すとする。さらに、「誰」字のみで地名を表す可能性も指摘している。

(7) 整理者は「澡」字について、『説文解字』水部の「澡、洒手也。从水臬声」や、『玉篇』の「澡、洒手也、治也」を引き、「冰澡」と熟して読み、徳を守り悪事に染まらず、身を清くする意であるとしている。一方、聯合読書会は出土文献中「臬」は「肖」と通用するとして、「澡」字を「消」字と定めている。

確かに、上博楚簡『競建内之』では、「寡人之不剿也」の「剿」字は「肖」字の意と考えられている。そのため、今は聯合読書会に従う。

(8) 聯合読書会は、第五簡の断絶部分の文字について、残部の字形が第六簡・第七簡の「道」字と類似していることから、「道」字が記されていた可能性を指摘する。

(9) 「弗朝而自至」について、整理者は「天子の正道があれば、忠信が四夷に周知され、皆服従するので、四方の諸侯は自然と朝見しに来る」意と解する。文脈上、正しいと思われるためこれに従う。



(10) 「審」字を聯合読書会・程少軒氏〔参考文献〕K所収は「密」字と釈読する。しかし、字形から見れば、該当字は「審」字に近いと思われるため、「審」

字として解することとする。

「周」については、『管子』九守に「人主不可不周（人主は周ならざるべからず）」とあり、その尹知章注に「周、謂謹密也（周とは、謹密を謂うなり）」とある。

(11) 「團」を聯合読書会は「断」とし、「決断」の意と解する。しかし、ここでは文脈上、整理者の述べるとおり、「團」字と捉えるべきであろう。「会盟をして諸侯を招き寄せずとも、諸侯は自ら団結する」意と考えらる。

(12) 何有祖氏は、該当字を「戚」字とするが、字形上、整理者の隸定する通り、「就」字とすべきであろう。

(13) 整理者は「持」字を『説文』木部の「持、楸也」や『類篇』の「或作楸」、さらに『説文』門部の「闔」謂之楸。楸、廟門也」を引いて、廟門の意とし、第九簡全体を「持・市明之、徳其世也」と定め、「廟門や定期市などでこれを公示し、世の中を平穩にする」意としている。また、蘇建洲氏は整理者が「市」と定める文字「」について、郭店楚簡『唐虞之道』第十九簡の「重（）」字と下部が類似するとし、字形から「往」字ではないかとし、さらに「往」

字は「皇」字と通用することから、該当字を「皇」字と隸定する。

整理者は、廟門や市場は公開の場であり、「明」の公示するという意と合致すると述べるが、伝世文獻中にこのような表現は見えず、疑問が残る。一方、蘇建洲氏の指摘する通り、上博楚簡中に見える「市」字

𠄎 (『容成氏』第十八簡)・𠄎 (『容成氏』第三十六簡)・𠄎 (『競建内之』第十八簡) などと

「往」字 𠄎 (『周易』第三十簡)・𠄎 (『周易』第二十簡)・𠄎 (『周易』第四十四簡) など) は字形が近く、該当字は「往―皇」字であった可能性がある。また、「皇明」は班固の西都賦に「天人合応、以

発皇明(天人合応して、以て皇明を発す)」と見え、その劉良注に「皇大也。此則天意人事合応、以発我皇大明之徳(皇とは大なり。此れ則ち天意人事合応し、以て我が皇の大明の徳を発するなり)」とある。「持」の意は未詳であるが、今は蘇建洲氏に従い、原文を「皇明之徳其世也」と認定して解釈することとする。

(14) 「六蔵之守」について、整理者は「守」を「獸」とし、「蔵之獸」を旧物の意とする。聯合読書会・子居氏は「六蔵之守」と隸定する。また子居氏は『六

韜』文韜・六守の「太公曰」「一曰仁、二曰義、三曰忠、四曰信、五曰勇、六曰謀、是謂六守」(太公曰く「二に曰く仁、二に曰く義、三に曰く忠、四に曰く信、五に曰く勇、六に曰く謀、是を六守と謂う」と)を挙げ、その関連性を指摘している。

(15) 整理者は「新」字と隸定する。一方、聯合読書会・子居氏は「親」字とする。

全体の内容は、整理者の述べる「君子は古きを革め新しきを取る」という解釈よりも、聯合読書会や子居氏の指摘する通り、「六蔵の守をもって、親しむ」という解釈の方が自然であるように思われる。そのため、ここでは該当字を「親」字と捉えることとする。

(16) 整理者は「六親之約」の「親」字が「新」字であった可能性も指摘する。「六親」については『老子』に「六親不和、有孝慈(六親和せずして、孝慈有り)」とあり、その王弼注に「父子、兄弟、夫婦也」とある。

(17) 整理者は字形から「先国変之修也」に作り、単育辰氏は「先二史之修也」に作る。

該当字をその他の上博楚簡に見える文字と比較すると、字形の上では「二」「史」字により近いことが分かる。そのため、ここは単氏の説に従う。

(18) 「疋」字について、整理者は「待考」としながらも、「疏」字の可能性を指摘しているが、蘇建洲氏は甲骨文との対照により「置」字と隸定している。今は蘇建洲氏に従って解釈する。

(19) 整理者は「才」を「在」とするが、黄杰氏や居氏は「哉」と釈する。「在」「哉」は、どちらも「才」と音通するが、文脈上「哉」であった可能性が高いと考えられるため、後者に従う。(語注20)を参照。

(20) 整理者は、本文を「道大在屯」と区切り、「宅」を「屯」と釈読しており、「屯難」(苦しみ悩む)の意と解する。聯合読書会も同様に文を区切るが、「宅」字については、「待考」としている。一方、黄杰氏は「宅」字を「屯」と隸定し、「純」字(もしくは「沌」字)ではないかと指摘する。黄杰氏の検討を受け、子居氏は該当箇所を「有神道、大哉。純乎。」(第十六簡+第十二簡)と区切り、釈読する。また、劉信芳氏は「宅」字について、「混」字の可能性を指摘する。

整理者の述べるように、「道が苦しい状況に直面している」と解釈することは文脈上難しいため、今は字形から最も通用していた可能性の高い「沌」字として解することとする。

(21) 「虍」について、整理者・聯合読書会は「嗚呼」

字の合文と解するが、黄杰氏は字形から「乎」字と「吾」字の合文とする。

黄杰氏の指摘する通り、上博楚簡中「嗚呼」の合字を「虍」と表現する方法は見られないため、今は「乎」と「吾」との合文として釈読したい。

(22) 整理者は、「邊」字を「跌倒」(つまり倒れる)意と解する。劉信芳氏は『周易』序卦の「進必有所傷(進めば必ず傷るる所有り)」を引き、「傷」の意とする。黄杰氏も同じく「傷」の意とする。

(23) 「𠂔」字について、整理者は「挿」と隸定し、「展」の意としている。一方、聯合読書会は「摠」あるいは「譴」と読み、意味的に下の「毀」と応ずるとしている。蘇建洲氏も聯合読書会の意見に従う。

(24) 「膏脛」について、整理者は重要な比喩、もしくは緊迫した様子の喩えとする。聯合読書会は「脛」を「淫」字としており、そこから「膏脛」を「驕淫」と解釈する。单育辰氏は「脛」を「危」字として、「膏危」あるいは「高危」とすべきではないかと指摘する。

聯合読書会は「脛」字の右部「坐」を「壬」と隸定し直しているが、図版を確認する限り、やはり該当部分は「坐」字に近く、これだけでは上接の文字と同時

に「膏脛」を「驕淫」と読み得るか疑問が残る。また、単氏が「脛」字を「危」字としている根拠は不明であり、この断簡のみからは、単氏の説が正しいかを判断することも難しい。そのため、今は整理者の隸定に従って解釈することとする。

(25) 「以澤深」の「澤」字について、整理者は「澤」字の他に「𦵏」字の可能性(意は「敗」「死病」とする)を挙げる。「𦵏」字については、整理者は「季」と隸定し「厲」の意で解するが、聯合読書会は字形から「来」、また単育辰氏は「来」を読み換え「陵」としている。

(26) 整理者は「章于天」について、『詩経』大雅・文王之什・棫樸に「倬彼雲漢、為章于天(倬彼たる雲漢、章を天に為す)」とあるのを引き、周公旦が素晴らしい文王の道(人材教育・登用に力を入れ、また善悪を知る)を用いて成王に説いたのだとする。

その他、『詩経』大雅・文王之什・文王にも「文王在上、於昭于天(文王上に在り、於天に昭たり)」とあり、また『詩経』周頌・閔予小子之什・桓にも武王の徳を称える類似の表現「於昭于天、皇以間之(於天に昭らかにして、皇として以て之に間る)」が見える。そのため、ここでは良君(道を得た君主)の徳が天に

輝いたという意に解したい。なお、清華簡『尹至』において、「夏有祥、在西在東、見章于天」の表現が見えるが、文意は異なるものと思われる。

(27) 「鄩」(繪)は、夏の禹の子孫が封ぜられた国。春秋の時、莒に滅ぼされる。

(28) 整理者は「亡才」と定めるが、聯合読書会は上部に見える「善否」と対応する句型であろうとし、「亡在」と解している。文脈上正しいと思われるため、聯合読書会に従う。

(29) 『尚書』顧命に「昔君文王・武王宣重光、奠麗陳教則肆肆不違。(昔君文王・武王は重光を宣わし、麗を奠めて教えを陳べ、肆肆として違わず)」とある。

(30) 楚簡中「翬」字は「旗」字を表す。整理者は「旗」を号令の意で解する。聯合読書会は該当字を「旗」の異体字として「期」字と隸定する。

「旗」字と「期」字は、両字とも之部陰声開口に属するため、音通すると考えられる。そのため、ここでは文脈から「期」字とし、時(機会)の意で解することとする。

(31) 整理者は、字形から該当字を「寡」字とするが、聯合読書会は「須」字とする。

聯合読書会が指摘する通り、該当字は、上博楚簡

『昭王毀室』(第五簡)や、上博楚簡『三德』(第一簡)に見える「須」字と近似している。そのため、聯合読書会に従い、「須」字と釈読する。

(32) 配列や欠損・欠失簡の問題により、「六者」が何を指すかは不明である。

(33) 『尚書』夏書・禹貢に「同為逆河入于海(同じく逆河となりて海に入る)」とあり、その鄭玄注に「下尾合、名為逆河。言相向迎受(下に尾合するに、名逆河と為す。言うところは、相い向いて迎受するなり)」とある。

(34) 整理者は「串」・「割」と隸定するが、聯合読書会は上に見える「乖離」と応ずる意であるとして、それぞれ「患」・「害」とする。文脈上、正しいと思われるため、今はこれに従う。

(35) 整理者は「重」の下に「光」字があったのではないかと述べる。子居氏は、欠字について、单育辰氏の次の説を引用する(筆者訳)。

「重光」(第十五簡)は好ましい事態に使用するのであり、ここでは危機的な事態を表す「重殃」の方が適当であると考えられる。そのため欠字には、「殃」を補うべきであろう。

単氏の指摘する通り、上文では「民皆乖離の心有り」

や「国相い患害の志有り」などと、退廃的な状況が示されているため、該当箇所については、「重光」とするよりも、「重殃」と解するべきであろう。

三、『成王既邦』の構成及び文献的特色

(一) 復元案について

本篇には、断簡が多く、欠失した簡も相当量存在する可能性が高いことから、全体構成を捉えることは極めて困難であると考えられる。これまでも複数の復元案が提示されてきたが、いまだ全体を通読し解釈し得たものはない。しかし、その中でも積極的に内容解釈に取り組み、また竹簡の編聯や復元作業に尽力したものとしては、次の子居氏(参考文献F)の案が挙げられる(算用数字は竹簡番号を、網掛け部分は子居氏が原釈文の配列を変更した箇所を表す)。

・子居……「1 + 16 + 12 + 13 + 3 + 14 + 11 + 6 + 7 + 8 + 15 + 10 + 9 + 5」

子居氏は、第二簡・第四簡を別文献として本篇から除き、さらに第二簡に関しては、李銳氏が『逸周書』宝典

と関連のある内容ではないかとする意見に同意している。
また、聯合読書会は、「6+8+7」を連続可能とし、

さらに第四簡について、その他の竹簡と異なる筆跡で記されており、それは上博楚簡六『慎子曰恭儉』と類似しているとして、判断を保留すると述べる。

他にも、第三簡と第十四簡は連続して読めるとする説（李銳）や、第九簡は本篇とは別文献のものではないかとする説（程少軒）、子居氏が通読可能とする第十一簡と第六簡は実際には通読することができないとする説（高佑仁）や、第十一・十三・十六簡は文意や字体などから、他篇の一部であろうとする説（李松儒）などがある。

このように、復元や配列に関して多くの指摘がなされる中、特に注目すべきは、諸研究者が一定のまとまりを持つと捉えている「天子之正道」に関する第六・七・八簡の配列であろう。

図版を確認すると、第八簡（上部欠損簡）の断裂部分には、わずかながら文字の痕跡が窺える。これに対して、第六簡（下部欠損簡）の断裂部分にはそのような痕跡を窺うことはできない。第六簡と第八簡を綴合した場合、簡長や編縄痕の位置などから、両簡の間に文字が

あったとは考えにくく、そのため、聯合読書会の指摘する「6+8+7」の配列案は成立しないものと思われる。



第六簡下部（断裂部）



第八簡上部（断裂部）

また、第六・七簡に関しては原文中に「天子之正道」という語句が見えることから、両者に何らかの関連があったことが認められるが、第八簡については、「周公曰」や「成王曰」など発言者を特定し得る情報や、「天子之正道」の語句が見られないことから、厳密に第六・七簡と接続していたか否かの判断を下すことは困難であると言える。

さらに、第六・七・八簡の前後の配列にも目を向ければ、子居氏の述べる第十一簡と第六簡とは、竹簡の編縄痕位置や綴合後の竹簡の長さなどから、直接接続しないことが分かる。さらに、同氏が指摘する第八簡と第十五簡・十簡との接続についても、「六者」や「六歳」「六親」などの関係性が不明であり、それらを直ちに連続可能と判断することは難しいだろう。

(2) 本篇の積読上の問題点

以上、諸研究者も指摘する通り、本篇中には字体や文
 体の異なる簡が多く見受けられる。そのため、本篇全体
 を一つの文献と捉えることは不可能であると思われる。
 以下、その理由を三点挙げる。

① 字体の相違

先にも述べたが、聯合読書会や李松儒氏が主張するよ
 うに、本篇には明らかに字体の異なる簡が存在する。特
 に第二・四簡は、その他の竹簡に書写された文字に比
 べ、細く均一な字体で記されており、別篇あるいは異な
 る書写者によって記された可能性があるだろう。

また第九簡・第十二簡は、他の竹簡よりも書写された
 文字の字間が広く、中でも第十二簡の「道」字は、第十
 一簡や第十四簡に見られる字体と、一画目やこの位置が
 異なることが分かる。さらに第十三簡では「其」字が他
 簡（第一簡・第七簡など）とは異なり、下部が内側に
 反った字体で記され、第十六簡については、「周」字や
 「又・有」字が、それぞれ他簡（第一簡・第三簡、第十
 四簡・第十五簡）と異なる字体で記されている（注①）。

			
(又・有) (第十六簡)	(周) (第十六簡)	(其) (第十三簡)	(道) (第十二簡)
			
(又) (第十四簡)	(又) (第一簡)	(又) (第一簡)	(又) (第十一簡)
			
(又) (第十五簡)	(又) (第三簡)	(又) (第七簡)	(又) (第十四簡)

このような字体の相違は、同一人物による書き分けとも
 とれるが、断簡の多い本篇においては、慎重に取り扱
 検討すべきであろう。

② 文体の相違

李銳氏や子居氏は、文体面において、第二簡と『逸周
 書』宝典との関連性を指摘している。確かに、本篇には
 「嗚呼、之を敬しまんかな」（第二簡）や、「成王曰く
 「嗚呼……」（第五簡）など、『尚書』や『逸周書』を連
 想させる表現が見える。また、第三簡や第六簡・第十四
 簡が周公旦の発言を「周公曰」と記すのに対し、第二簡
 には「周公旦曰」と記述されており、呼称にも違いが見
 られる。このことも、本篇を一文獻と見なすことを躊躇
 される。

わせる要因と言えよう。

③ 内容の相違

本篇には、第一簡に「王 其の任を重んじ、乃ち訪□」
とあり、成王が周公旦に質問する内容が記されている。
しかしその直後、第二簡には「王 鎬に在り、周公旦を召
して曰く」と記述され、成王が鎬京におり、周公旦を呼
び出す内容が見える。これは字体や文体の相違を含め、
内容面においても、第二簡が別篇である可能性が高いこ
とを表していると考えられる。少なくとも、これらの状
況から判断して、第二簡を第一簡と直接接続する簡と捉
えることは難しいだろう。

また、本篇には第六・七簡に「天子之正道」を説くよ
うに、政治的な教訓を述べる箇所が見える一方、第十六
簡に「周の東に在り、乃ち之に命じて曰く「昔者 神有
り」と、一見神仙に関する内容が記されているかと思
われる箇所もある。

このように、本篇中には様々な相違点が見受けられ、
単純に本篇を一つの文献と見なすことは困難であると言
える。


(3) 「其の親を [] じて」の解釈

本篇第八簡には、「皆 其の親を [] じて之に親しま
んと欲し、皆 其の邦を以て之に就かんと欲す」とある。
該当簡は接続に疑問は残るものの、周公旦の言と捉えら
れている。もし、これが周公旦の言であったとすれば、
ここにはどのような思想が示されているのだろうか。

まず、該当簡の文字について考えてみたい。第八簡の
[] 字については、先行研究においても、多くの研究
者が疑問を呈しており、いまだ文字の確定には至ってい
ない。整理者は、該当字を「欲」字ではないかと述べ、
「俗」（風俗・習俗）の意に解する。一方、聯合読書会
は、「隸」字と隸定し、「舍（捨）」の意とする。

「欲」は、『成王既邦』において、次のように記される
（注②）。

 （第三簡 第一文字目）	 （第八簡 第二文字目）	 （第八簡 第十文字目）
---	---	---

この文字の旁（右半分）の字形は、と明らかに異
なるものであり、該当字を整理者の主張する「欲」字と


読むことは困難であると思われる。


さらに、上博楚簡に見えるその他の近似する字形、「饑」字（『周易』第二十四簡）や「饑」字（『仲弓』第十簡）を確認すれば、次のように記されている。





字形から言えば、該当字は「仲弓」の字体と近く、これは「饑」字であった可能性がある。「饑」「饑」と「豫」は通用し、さらに「饑」（喩紐魚部）と「舍（捨）」（書紐魚部）とは音通する。聯合読書会の指摘するように、「周易」に記された「饑」字が、今本では「舍」と記述されていることから、該当字を「舍」とし、「其の親を捨てて」と読むことも可能であるように思われる。


しかし、該当箇所を「捨」と読んだ場合、「親しい者を捨てて天子に近づきたい」という第八簡上部と、「邦をもつて天子と親しみたい」、つまり、国家を率いて天子と和するとする下部が相反する意となってしまう。該当字を「捨」とした場合、このように矛盾が生じてしまうのである。


では、一体どのようにこの文字を理解すれば良いだろうか。上博楚簡第三分冊に所収の『孔子詩論』にも、字形の類似する文字  字が見える。該当箇所は次の通り。

与賤民而  之（賤民と而く之を豫ぶ）

鄭玉姍・季旭昇両氏は音通関係から、ここに見える「豫」字（喩紐魚部）を「抒」（神紐魚部）や「舒」（審紐魚部）の意と捉えている ^⑤。しかしながら、文脈上「成王既邦」中の  の意をこのように「抒」の意と解釈することは難しく、異なる使用法であったものと考えられる。

この他、郭店楚簡『六德』にも「」（饑（逸・豫））其志」とあり、該当字と近似する文字が見える。李天虹氏はこの文字について、「谷」に従い、「兔」に従う。「逸」の異体字ではないか」とし、隠匿あるいは間適、安楽の意の可能性を指摘している ^⑥。

研究者により、いずれの文字に隸定するかは異なるが、楚簡における「饑」字および「饑」字は、全て「豫」字を表すとする研究者も存在する ^⑦。「豫」は『爾雅』釈詁に「豫・寧・綏・康・柔、安也」とある。すなわち、李天虹氏は『六德』に見える  字を「逸」の


異体字ではないかと判断しているが、該当字は「豫」字であった可能性もあり得る。その妥当性は暫くおくとしても、李氏が該当字について「間適・安楽」の意を指摘したことは、『成王既邦』の  字について考える上で、大いに参考とすべきであろう。

周公旦の言説は『論語』や『呂氏春秋』にも見える。

『論語』微子には「周公謂魯公曰「君子不施其親、不使大臣怨乎不以。故旧無大故、則不棄也。無求備於一人」(周公魯公に謂いて曰く「君子は其の親を施すてず、大臣をして以もざるに怨うらみしめず、故旧大故無ければ、則ち棄てざるなり。備そなわるを一人に求もとむること無なかれ)」とあり、子・伯禽に君子たるもの、その親族を大切に、重臣に不満を抱かせず、昔なじみの者は大きな過ちのない限り見捨てず、一人に「多くのことが」備そなわるのを求めてはいけないと教戒する周公旦の姿が見える。また、『呂氏春秋』審応覽・重言には、成王が弟の唐叔虞に戯れで「諸侯に封じよう」と言ったことを知り、「天子に戯れの言葉はなく、実際に唐叔虞を封ずるべきだ」と成王に対して諫言する周公旦の様子が描かれている(注⑥)。さらに、これに続けて『呂氏春秋』には、「周公旦は善く説くと謂いうべし。一たび称して成王をして益えきます言を重んぜしめ、弟を愛するの義を明らかにし、王室

の固めを輔く」と周公旦の評価が記されている。

このように、『論語』や『呂氏春秋』には、「親」(親族・親しきもの)を重視する周公旦の姿が描かれている。ここには、周公旦に対してそのような評価を与えようとした後学の存在が推測されるであろう。

そこで、再び本篇の内容を振り返ってみれば、第八簡の「其の親を  じて」の解釈は、以上の点から「捨てる」ではなく、「豫よんずる」という読みが支持されるところである。君子とは、親類・親族を和し、その上で天子に付き従うべき存在である。本篇にはそのような周公旦の姿勢が記されていたと考えられる。

結語

本稿では、先行研究を踏まえ『成王既邦』の釈読を行うことにより、その内容が「天子の正道に関するもの」や『尚書』や『逸周書』の文体と類似するもの、また「夏の繪氏の道」や「六歳の守」「六親の約」を説くものなど多岐に涉つており、一つの文献として捉えることが難しいことを指摘した。公開当初より、整理者をはじめ、諸研究者により、上博楚簡中には儒家系の断簡が多く含まれていると認識されてきた。本篇は、これらの竹

簡が十分な配慮なしに「周公旦に関するもの」という括りでまとめられた結果、複数の文献を混同することになったのではなからうか。

さらに、本稿においては、諸研究者により問題にされてきた第八簡の文字と内容について検討することで、それが「親を捨てて天子につく」というものではなく、『論語』に見える周公旦の発言と類似するもの、すなわち「親（親族・親しき者）を率いて天子に仕える」という内容であった可能性を述べた。恐らく、そこには何らかの意図を持って、周公旦を表彰する後学の存在があったものと思われる。


本篇には、『尚書』や『詩経』には見ることでできない、周公旦と成王との問答が記されており、大いに注目される。他簡との相違が見られた第二・四・九・十二・十三・十六簡を除けば、そこには主に周公旦の政治的発言が記述されていたと考えられる。本稿に引き続き、別稿において、『成王既邦』の文献的特質や成書年代について更に検討し、その中に描かれた周公旦像を明らかにしていきたい。

注

① 第二・四・十二・十三・十六簡と他簡との文字の具体的な相違については、「第四十八回中国出土文献研究会（平成二十四年七月十五日～十六日）」において、福田哲之氏より御教示を頂いた。厚く御礼申し上げます。

② 本篇第十二簡にも「欲」字が見えるが、第十二簡は、そもそも内容や字体から別簡であると考えられるため、ここでは省略する。

③ 【参考文献】 Aの一五頁。

④ 【参考文献】 Bの一三四頁。筆者は、平成二十四年八月二十九日、中国出土文献研究会の一員として、武漢大学簡帛研究中心に赴き、そこで李天虹氏・劉国勝氏・宋華強氏との座談の機会を得た。その際、郭店楚簡『六德』に見える字について尋ねた所、李氏からは、傍の部分（右部分）は「兔」であるが、偏（左部分）については諸説あり、不明との回答を得た。また劉氏より、「兔」字と「象」字は通用関係にはないが、文字がくずれて書写された場合、字形が似通ってくる可能性がある。その場合には、前後の文脈や偏によって該当字を判断する、とのお話を伺った。

⑤ 李守奎・曲冰・孫偉龍編著『上海博物館藏戰國楚竹書（一一五）』

文字編』（作家出版社、二〇〇七年十二月）や、滕壬生『楚系簡帛文字編 增訂本』（湖北教育出版社、二〇〇八年十月）。

- ⑥ 成王与唐叔虞燕居 援梧葉以爲珪、而授唐叔虞曰「余以此封女」。叔虞喜、以告周公。周公以請曰「天子其封虞邪」。成王曰「余一人与虞戲也」。周公对曰「臣聞之、天子無戲言。天子言、則史書之、工誦之、士称之」。於是遂封叔虞于晋。周公且可謂善說矣、一称而令成王益重言、明愛弟之義、有輔王室之固。（呂氏春秋） 審心覽・重言）

【参考文献】

- A. 季旭昇主編『上海博物館藏戰國楚竹書（一）』讀本』（万卷樓、二〇〇四年六月）
- B. 郭店楚墓竹書 武漢大學簡帛研究中心 荊門市博物館編著『楚地出土戰國簡冊合集①』（文物出版社、二〇一一年十一月）
- web上に公開された論文・札記
- 復旦網 = <http://www.gvz.fudan.edu.cn/>
- 簡帛網 = <http://www.bsm.org.cn/>
- 清華網 = <http://www.confucius2000.com/admin/lanmu2/jianbo.htm>
- C. 復旦吉大古文字專業研究生聯合說書會「上博八」「成王既邦」校說」（二〇一一年七月十七日、復旦網）

D. 曹方向「上博八『成王既邦』札記」（二〇一一年七月十八日、簡帛網）

E. 黄杰「初讀『上海博物館藏戰國楚竹書（八）』筆記」（二〇一一年七月十九日、簡帛網）

F. 子居「上博八『成王既邦』再編連」（二〇一一年七月二十一日、清華網）

G. 单育辰「佔畢隨錄之十五」（二〇一一年七月二十二日、復旦網）

H. 何有祖「上博楚簡積說札記」（二〇一一年七月二十四日、簡帛網）

I. 張峰「說上博八『顏淵』及『成王既邦』中的「豫」字」（二〇一一年八月四日、簡帛網）

J. 劉信芳「上博藏八試說五則」（二〇一一年九月九日、簡帛網）

K. 鍾碩整理「網摘·『上博八』專輯」（二〇一一年十月一日、復旦網）

L. 蘇建洲「楚竹書的“置”字」（二〇一二年四月十三日、復旦網）

〔附記〕本稿は、平成二十四年度日本學術振興會・科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。